

1 学校の教育課程

(1) 教育課程の意義、基準及び編成

教育課程の意義

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもたちの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。

各学校は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、学習指導要領等に基づき、子どもたちの姿や地域の実態等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、教育課程を編成する。各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という）、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間及び特別活動等についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら授業時数との関連において総合的に組織する。

教育課程の基準

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることができる機会を保障するために、学教法等の法令に基づいて国が定めている教育課程の基準である。

その内容は、校種により違いがあるが、総則、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動等によって構成されているものである。

学習指導要領は、教育課程の編成はもちろん、年間指導計画の作成、指導目標や指導事項の設定等、日々の教育活動を進める際の最も基本となるものである。なお、学習指導要領は、指導内容やその取扱いについて大綱的に示しているものであり、それを十分読み取るために、「学習指導要領解説」等の資料を活用し、理解を深めることが大切である。各学校では、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて教育課程を編成する必要がある。

教育課程の編成

教育課程は、各学校において全教職員の連携協力の下に、児童生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域の実態を考慮し、創意工夫を加えて校長の責任において編成するものであり、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。全教職員は、それらに示されている事柄について十分に理解を深める必要がある。教育課程は、次の内容で編成される。

【小学校】 各教科、道徳科、外国語活動（小学校第3学年及び第4学年）、総合的な学習の時間（小学校第3学年から）、特別活動

【中学校】 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

【高等学校】 各教科、総合的な探究の時間、特別活動

【特別支援学校】 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（小学部・中学部※知的障害小学部を除く。）・総合的な探究の時間（高等部）、特別活動、自立活動

（特別支援学校の教育課程については、本編P45 IV-2-(8) 「特別支援学校における教育課程の編成」、本編P55 IV-2-(12) 「特別支援学校における道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間・総合的な探究の時間、特別活動の指導」参照）

教育課程の具体化のために

学校教育においては、生涯にわたる学習の基盤を培うため、教育活動全体において、資質・能力をはぐくみ、個性を生かし多様な人との協働を促す教育の充実に努めることが強く求められている。各学校では、地域社会の特性や児童生徒の実態に応じて編成された教育課程に基づき、一人一人の児童生徒を大切にした教育を実践しつつ、それらを評価し、改善するカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要がある（本編P29 IV－2－(2)「カリキュラム・マネジメント」参照）。

社会に開かれた教育課程

学校は社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくことが必要である。

学校は、地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在である。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働をさらに広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのかといった目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

そのために、各学校においては、全教職員の連携協力の下に、児童生徒に求められる資質・能力を明確化した教育課程の実施、評価及び改善について、地域の人材、資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりしながら、教育目標の具現化を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要である。

特色ある学校づくり

特色ある学校づくりとは、自校の教育目標を達成するために各学校が主体的に編成する教育課程に創意・工夫を加え、教育の活性化を図ることである。

学校の伝統や校風を大切にするとともに、地域社会や学校の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成し、その効果的な実施と評価、改善に努める必要がある。

説明責任と学校評価

各学校が行う学校評価は、学校教育法第42、49、62、70、80条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されている。

各学校は教育課程や学校運営について自己評価や学校関係者評価を計画的に行い、その結果を公表し、教育活動の成果や課題について、保護者や地域の人々に対して十分説明したり意見を聞いたりすることにより、説明責任を果たし、改善を図る中で、その期待と信頼に応えていく必要がある。

《参考資料》

- 「コミュニティ・スクール2018～地域とともににある学校づくりを目指して～」（文部科学省 平成30年）
- 「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（文部科学省 平成28年3月）
- 「コミュニティ・スクールを始めるにあたって」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「コミュニティ・スクールで学校も地域も生き生きと！」（京都府教育委員会 平成30年10月）

1 学校の教育課程 (2) 学習指導要領改訂について

学習指導要領の変遷



学習指導要領の変遷

(文部科学省)

学習指導要領が改訂される理由は、学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあり、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子供たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しが求められるためである。学習指導要領が、現在のような告示の形で定められたのは昭和33年のことであり、それ以来、ほぼ10年ごとに改訂されてきた。これまでの改訂の変遷については、以下の通りである。

【昭和33～35年改訂】

教育課程の基準としての明確化
道徳の時間の新設、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等
系統的な学習を重視

【昭和43年～45年改訂】

教育内容の一層の向上（教育内容の現代化）
時代の進展に対応した教育内容の導入
算数における集合の導入等

【昭和52年～53年改訂】

ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化
各教科等の目標・内容を中核的にしほる。

【平成元年改訂】

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成
生活科の新設、道徳教育の充実

【平成10～11年改訂】

基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成
総合的な学習の時間の新設
(平成15年一部改正：学習指導要領のねらいの一層の実現について)

【平成20年～21年改訂】

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス
授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入
(平成27年一部改正：道徳の「特別の教科」化)

現行学習指導要領の

基本的な方向性

【平成29年～30年改訂】

「生きる力」の育成を目指し資質・能力を三つの柱で整理

社会に開かれた教育課程の実現

「主体的・対話的で深い学び」（アクティブラーニング）の視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメントの推進、小学校外国語科の新設等

中央教育審議会答申（平成28年12月）では、「2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すこと」が示された。

これから社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、しかもそうした変化が、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっている。社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば、難しい時代になると考えられるかもしれない。しかし、このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、私たちの社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしたり、現在では思いもつかない新しい未来の姿を構想し実現したりしていくことができる。

例えば、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解いたり、定められた手順を効率的にこなしたりすることにとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考えることが大切である。そして、主体的に学び続けて自ら能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくために必要な力を身に付け、子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要である。

《参考資料》

□幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
(中央教育審議会 平成28年12月)